

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」を「第28条」に改める。

第10条中「第21条」を「第22条」に改める。

第11条中「第26条」を「第27条」に改める。

様式第3号中「

行政文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した行政文書の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第8条および第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することを決定したので通知します。

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 行政文書の名称又は内容        |                                    |
| 開示の日時              | 年 月 日 ( ) 時 分                      |
| 開示の場所              |                                    |
| 開示の方法              | 1 閲覧 2 写しの交付                       |
| 開示しない部分            |                                    |
| 行政文書の一部について開示しない理由 | 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条 号 に該当 (理由) |
| 所 管 課              | 電話番号 ( ) - (内線 )                   |
| 備 考                |                                    |

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 3 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」を「

行政文書部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した行政文書の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第8条および第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することを決定したので通知します。

|                    |                                    |
|--------------------|------------------------------------|
| 行政文書の名称又は内容        |                                    |
| 開示の日時              | 年 月 日 ( ) 時 分                      |
| 開示の場所              |                                    |
| 開示の方法              | 1 閲覧 2 写しの交付                       |
| 開示しない部分            |                                    |
| 行政文書の一部について開示しない理由 | 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条 号 に該当 (理由) |
| 所管課                | 電話番号 ( ) - (内線 )                   |
| 備考                 |                                    |

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時に来庁できない場合は、あらかじめ所管課へ連絡してください。
- 3 閲覧に当たっては、丁寧な取扱いを心掛け、汚損、破損等のないようにしてください。

(教示)

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として（実施機関の長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」に改める。

様式第4号中「

行政文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した行政文書の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 行政文書の名称又は内容 |                                       |
| 開示しない理由     | 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条 号 に該当<br>(理由) |
| 所管課         | 電話番号 ( ) - (内線 )                      |
| 備考          |                                       |

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」を「

行政文書不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けで受理した行政文書の開示請求については、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 行政文書の名称又は内容 |                                       |
| 開示しない理由     | 秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第7条 号 に該当<br>(理由) |
| 所 管 課       | 電話番号 ( ) - (内線 )                      |
| 備 考         |                                       |

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として（実施機関の長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」に改める。

様式第10号中「

行政文書の開示決定についての通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けでご意見をいただきました に関する情報が記録されている行政文書については、次のとおり開示することを決定したので、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第16条第3項の規定により通知します。

|                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| 行政文書の名称<br>又は内容                |                  |
| 開示する行政文書<br>に記録されている<br>に関する情報 |                  |
| 開示決定の内容                        | 1 全部開示 2 部分開示    |
| 開示決定をした<br>理由                  |                  |
| 開示を実施する<br>年 月 日               | 年 月 日            |
| 所 管 課                          | 電話番号 ( ) - (内線 ) |
| 備 考                            |                  |

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して不服申立てをすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、実施機関を被告として(実施機関の長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の不服申立てをした場合には、その不服申立てに対する決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

」を「

行政文書の開示決定についての通知書

第 号  
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けでご意見をいただきました に関する情報が記録されている行政文書については、次のとおり開示することを決定したので、秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第16条第3項の規定により通知します。

|                                |                  |
|--------------------------------|------------------|
| 行政文書の名称<br>又は内容                |                  |
| 開示する行政文書<br>に記録されている<br>に関する情報 |                  |
| 開示決定の内容                        | 1 全部開示 2 部分開示    |
| 開示決定をした<br>理由                  |                  |
| 開示を実施する<br>年 月 日               | 年 月 日            |
| 所 管 課                          | 電話番号 ( ) - (内線 ) |
| 備 考                            |                  |

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、実施機関を被告として（実施機関の長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。